



令和5年度神石高原町職員採用試験（第2期）

受験案内（高校卒業程度）

令和5年8月1日

神石高原町

第1次試験日 令和5年9月17日（日）

申込受付期間 令和5年8月1日（火）～8月28日（月）

1 試験職種・採用予定人員

試験職種	採用予定人員
一般事務（一般枠）	2人程度
一般事務（障害者枠）	1人程度

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

① 一般枠

平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません）。

② 障害者枠

昭和59年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（学歴は問いません）。

障害者枠については、次のア～ウのいずれかの手帳等の交付を受けている者で、活字印刷文及び口述による試験に対応できる者。

（身体障害者については、身体障害者障害程度等級表の障害等級が1級から6級までに掲げる身体障害のある者及び7級に掲げる障害が2以上重複している者）

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）が作成した診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳若しくは知的障害者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターをいう。）が交付する判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 次のア～ウのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 神石高原町の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) 日本国籍を有しない外国籍の人も受験できます。
 ただし、公務員の基本原則により、公権力を行使する業務に従事する職又は公の意思の形成への参画に携わる職につくことはできません。

3 受付期間

令和5年8月1日(火)	(1) 郵送の場合は8月28日までの消印のあるものに限り受け付けます。
令和5年8月28日(月)	
	(2) 受付事務は午前8時30分から午後5時15分まで行います。(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

4 受験手続

- (1) 申込書の請求
 ア 申込書は、神石高原町役場総務課又は各支所町民課へ請求してください。
 イ 郵送で請求される場合は、封筒の表に「職員採用試験(第2期)申込書請求」と記載し、120円切手を貼った「宛先、郵便番号を明記した返信用封筒(角型2号、縦33.2cm、横24cm)」を同封してください。
- (2) 提出書類・申込先
 次の書類を、神石高原町役場総務課へ提出してください。(支所への提出は不可)
 ア 申込書(第2期)・・・所要事項を記入(6カ月以内に撮影した上半身の写真を貼付したもの)
 イ 身体障害者手帳等の写し・・・障害者枠を受験される方
- (3) 受験票の交付
 受験票は後日送付しますが、9月8日(金)頃までに到着しないときは当役場総務課に申し出てください。

5 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者について行います。

- (1) 第1次試験
 ア 教養試験及び適性検査を高等学校卒業程度で行います。
 イ 試験内容、問題形式及び試験時間は次のとおりです。

試験	試験内容	試験時間
教養試験 (択一式)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての筆記試験	2時間
適正検査	性格特性検査及び職場適応性検査	40分

- (2) 第2次試験
 ア 意見発表：事前に与えられたテーマについて意見発表をしていただきます。
 イ 個人面接：面接カードを基に行います。
 ウ 健康診査：健康診断書を提出していただきます。

6 試験の期日・場所等及び合格発表の方法

	期日	場所	合格発表
第1次試験	令和5年9月17日(日) 午前9時から 午後1時頃まで (受付8時30分～)	神石高原町役場 (広島県神石郡 小島1701)	令和5年10月6日(金) 午後1時 当役場掲示板及びホームページに掲載するほか、受験者に合否を通知します。
第2次試験	令和5年11月11日(土) ※変更する場合があります。		令和5年11月下旬 当役場掲示板及びホームページに掲載するほか、受験者に合否を通知します。

注：自然災害等により、試験の延期又は開始時間の繰下げ等を行う場合は、試験日当日午前8時までに個別に連絡します。

7 合格発表後の留意事項

- (1) この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和6年4月以降に行います。
- (2) 最終合格者は採用候補者名簿に登録され、採用は名簿登録者の中から行います。
- (3) 最終合格者の数は採用見込数と辞退見込数とを基礎として決定されますので、合格しても採用されないことがあります。
- (4) 採用候補者が、公務員として必要な適性を欠くことが明らかとなった場合は、採用候補者名簿から削除されます。また、採用後6ヶ月間は条件付採用となり、この期間内に任命権者が別段の措置をしない場合、正式採用となります。
- (5) 給与は高校新卒者で初任給154,600円、短大新卒者で164,100円、大学新卒者で175,300円のほか諸手当が支給されます。(令和5年4月1日現在)

8 第1次試験受験上の注意事項

- (1) 受験票は、試験当日持参してください。
- (2) 試験会場は冷房が入る場合がありますので、冷房(寒さ)が苦手な場合は、予め当日の服装に注意してください。
- (3) 試験中は、携帯電話、スマートフォン、その他の携帯端末、電子辞書などすべての電子機器の使用はできません。(時計としても使用できません)
- (4) 身体に障害があり、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込の際に必ず連絡してください。
- (5) 試験当日は、感染症予防のため、マスクの着用をお願いします。
- (6) 気象警報の発令等、災害の発生が予測される場合は、連絡が取れるよう留意してください。

9 その他

- (1) この試験についての問い合わせは9月15日(金)までに神石高原町役場総務課にしてください。(住所：広島県神石郡神石高原町小島1701、電話：0847-89-3330)
- (2) この案内は当町ホームページにも掲載しています。
(URL <http://www.jinsekigun.jp>)